



秋田県認知症疾患医療センター

地域医療機関の先生方へ

認知症が疑われる患者さんがいらっしゃるとき、また既に認知症と診断されている患者さんの症状が悪化したときは、紹介状を作成いただき、当センターまでご紹介ください。

診療報酬請求上の評価

かかりつけ医が認知症の疑われる患者を早期に発見し、患者又はその家族の同意を得て、専門医療機関に診療状況を示す文書を添えて紹介した場合は、認知症専門医紹介加算として100点を診療情報提供料（I）の点数（250点）に加算することができます。

また、専門医療機関において既に認知症と診断されている患者の症状が悪化したとき、診療情報提供書を添えて専門医療機関に紹介をした場合は、同様に認知症専門医療機関連携加算として50点を加算することができます。

逆紹介

当センターではご紹介いただいた患者さんについて、認知症鑑別診断及び認知症の症状に対する投薬の調整が終了し、症状が安定した時点で、それ以降の認知症にかかわる治療の継続をかかりつけ医の先生方をお願いさせていただきます。

また、当センターに直接かかれた患者さんで、同様に認知症症状が安定した場合にも、患者・ご家族の方とご相談の上、かかりつけ医の先生をご紹介させていただく場合があります。なお患者さんの認知症症状に変化が見られた場合には、再度ご相談またはご紹介ください。

ご紹介時

当センター受診時は、ご家族の同行をお願いしています。そのため、ご予約等については、患者さんのご家族等から当センター相談窓口（0184-22-1604）へご連絡いただき、日時の調整をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。



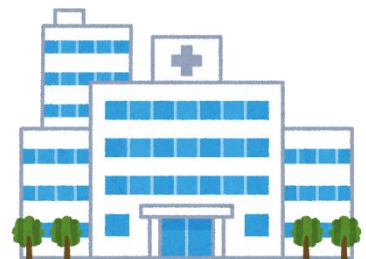
かかりつけ医

認知症疑い時

認知症専門医紹介加算 100点

症状悪化時

認知症専門医療機関連携加算 50点



認知症疾患
医療センター

秋田県認知症疾患医療センターについて

特定医療法人 荘和会 菅原病院では、秋田県から指定を受け、平成30年3月より認知症疾患医療センター事業を行っています。

本事業は地域の保健・医療・介護機関などと連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談などを実施するとともに、保健・医療・介護関係者への研修などを行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的としています。



業務内容について

1 専門医療相談（電話・面接）

専門の相談員が、本人、家族、関係機関(地域包括支援センター、市町村、保健所、介護保険事業所など)からの認知症に関する医療相談に対応します。

2 鑑別診断と対応

専門の医師による鑑別診断のための、検査・診察を行い、診断に基づいた治療や初期対応などを行います。

3 身体合併症・周辺症状への対応

身体合併症や周辺症状(幻覚・妄想・暴力など)に対応します。合併症については、状況に応じて、適切な医療機関の紹介を行います。

4 関係機関との連携・協議

かかりつけ医などの地域の医療機関、地域包括支援センターなどの関係機関との連携の強化を図ります。

5 研修会の開催・情報発信

保健・医療・福祉関係者などへの研修会開催やホームページなどにより認知症に関する情報を提供します。



特定医療法人 荘和会 菅原病院

秋田県認知症疾患医療センター

〒015-0012 秋田県由利本荘市石脇字田尻 33 番地

相談窓口

TEL 0184 - 22 - 1604(代)

FAX 0184 - 22 - 7770

診察時間 平日 午前9時 ~ 午前12時

相談受付 平日 午前9時 ~ 午後4時

※祝日・年末年始除く

ホームページ <http://www.showa-kai.or.jp/>